

## 担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(11)

労働債権を有する者その他の一般債権者を保護するための規律

労働債権を有する者その他の一般債権者を保護するための規律を次のとおりとすること  
5 について、どのように考えるか。

## 1(1) 集合動産譲渡担保権等について

集合動産譲渡担保権又は集合動産留保所有権(以下「集合動産譲渡担保権等」という。)の譲渡担保権設定者又は留保買主等(以下「設定者等」という。)について破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続(以下「破産手続等」という。)の開始(破産法(平成16年法律第75号)第216条第1項の規定による破産手続廃止の決定がされた場合を除く。)があった場合において、破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日より後に終了した当該集合動産譲渡担保権等の実行(物上代位の規定による権利の行使を含む。)により次に掲げる残額が生じたときは、譲渡担保権者等(譲渡担保権者又は留保売主等という。)は、それぞれ次に定める金銭を破産財団、再生債務者財産、更生会社財産又は清算株式会社の財産(以下「破産財団等」という。)に組み入れなければならない。

## 【案1.1.1】(担保目的財産の価額の一定割合額を基準としない案)

当該集合動産譲渡担保権等の実行により消滅した被担保債権の合計額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額 当該残額に相当する金銭

ア 被担保債権の元本の額(利息が組み入れられた部分を除く。)

イ 譲渡担保権者等が利息(元本に組み入れられたものを含む。)、債務の不履行によって生じた遅延損害金その他の定期金を請求する権利を有するときは、その定期金から生ずる各金銭債権のうち、被担保債権の元本の弁済期後(根譲渡担保権にあっては、元本の確定後)1年以内に生ずべきものの合計額

## 【案1.1.2】(担保目的財産の価額の一定割合額を基準とする案)

ア 当該集合動産譲渡担保権等に優先する他の集合動産譲渡担保権等(以下「優先集合動産譲渡担保権等」という。)及び当該集合動産譲渡担保権等と同順位の他の集合動産譲渡担保権等(以下「同順位集合動産譲渡担保権等」という。)がないときは、当該集合動産譲渡担保権等の実行により消滅した被担保債権の合計額から次に掲げる金額のいずれか高い額を控除した残額 当該残額に相当する金銭

(ア) 当該集合動産譲渡担保権等の実行の目的とされた動産特定範囲に属する動産の価額に【P:95%】を乗じた額

(イ) 被担保債権の元本の額(利息が組み入れられた部分を除く。)

イ 優先集合動産譲渡担保権等がなく、同順位集合動産譲渡担保権等があるときは、当該集合動産譲渡担保権等の実行により消滅した被担保債権の合計額及び当該同順位集合動産譲渡担保権等の実行(当該集合動産譲渡担保権等と競合する部分を目的とし破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日より後に終了したものに限る。)により消滅した被担保債権の合計額の合計額から前記アの(ア)又は(イ)のいずれか高い額

を控除した残額 前記ア（ア）を控除する場合にあっては当該残額をそれぞれの被担保債権の額に応じて案分した額の金銭、前記ア（イ）を控除する場合にあっては当該集合動産譲渡担保権等の譲渡担保権者等が受領した額からその被担保債権の元本を控除した額の金銭

5 ウ 優先集合動産譲渡担保権等があるときは、当該集合動産譲渡担保権等の実行により消滅した被担保債権の合計額及び当該優先集合動産譲渡担保権等の実行（当該集合動産譲渡担保権等と競合する部分を目的とし、破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日より後に終了したものに限り。）により消滅した被担保債権の合計額の合計額から、当該集合動産譲渡担保権等の実行及び全ての競合集合動産譲渡担保権等（特定範囲  
10 所属動産の全部又は一部について競合する他の集合動産譲渡担保権等をいう。）の実行（当該集合動産譲渡担保権等と競合する部分を目的とし、破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日より後に終了したものに限り。）の目的とされた動産特定範囲に属する動産の価額に【P：95%】を乗じた額を控除した残額 当該残額に相当する金銭（同順位集合動産譲渡担保権等がある場合にあっては、その残額をそれぞれの被担保債権の額に応じて案分した額の金銭）  
15

(2) 集合債権譲渡担保権について

集合債権譲渡担保権の譲渡担保権設定者について破産手続等の開始があった場合において、破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日より後に終了した当該集合債権譲渡担保権の実行により次に掲げる残額が生じたときは、譲渡担保権者は、それぞれ次に定める金銭を破産財団等に組み入れなければならない。  
20

【案 1.2.1】（担保目的財産の価額の一定割合額を基準としない案）

当該集合債権譲渡担保権の実行（破産手続等の開始があった時以前に発生した債権を目的とするものに限り。）により消滅した被担保債権の合計額から【案 1.1.1】のA及び  
25 イの金額の合計額を控除した残額 当該残額に相当する金銭

【案 1.2.2】（担保目的財産の価額の一定割合額を基準とする案）

ア 当該集合債権譲渡担保権に優先する他の集合債権譲渡担保権（以下「優先債権譲渡担保権」という。）及び当該集合債権譲渡担保権と同順位の他の集合債権譲渡担保権（以下「同順位集合債権譲渡担保権」という。）がないときは、当該集合債権譲渡担保権の実行（破産手続等の開始があった時以前に発生した債権を目的とするものに限り。）により消滅した被担保債権の合計額から次に掲げる金額のいずれか高い額を控除した  
30 残額 当該残額に相当する金銭

（ア）破産手続等の開始があった時まで当該集合債権譲渡担保権の実行（破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日より後に終了したものに限り。）により消滅した被担保債権の額及び当該破産手続等の開始があった時まで発生した譲渡担保債権（既に消滅したものを除く。）の評価額の合計額【P：95%】を乗じた額  
35

（イ）被担保債権の元本の額（利息が組み入れられた部分を除く。）

イ 優先集合債権譲渡担保権がなく、同順位集合債権譲渡担保権があるときは、当該集合債権譲渡担保権の実行により消滅した被担保債権の合計額及び当該同順位集合債権譲渡担保権の実行（当該集合債権譲渡担保権と競合する部分を目的とし、破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日より後に終了したものに限り。）により消滅した被  
40

担保債権の合計額の合計額から前記アの（ア）又は（イ）のいずれか高い額を控除した残額 前記ア（ア）を控除する場合にあっては当該残額をそれぞれの被担保債権の額に応じて案分した額、前記ア（イ）を控除する場合にあっては当該集合債権譲渡担保権の譲渡担保権者が受領した額からその被担保債権の元本を控除した額

5 ウ 優先集合債権譲渡担保権があるときは、当該集合債権譲渡担保権の実行により消滅した被担保債権の合計額及び当該優先集合債権譲渡担保権の実行（当該集合債権譲渡担保権と競合する部分を目的とし、破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日より後に終了したものに限る。）により消滅した被担保債権の合計額の合計額から次に掲げる金額の合計額に【P：95%】を乗じた額を控除した残額 当該残額に相当する金  
10 銭（同順位集合債権譲渡担保権がある場合にあっては、当該残額をそれぞれの被担保債権の額に応じて案分した額の金銭）

（ア）当該集合債権譲渡担保権及び全ての競合集合債権譲渡担保権（特定範囲所属債権の全部又は一部について競合する他の集合債権譲渡担保権をいう。）の実行（当該集合債権譲渡担保権と競合する部分を目的とし、破産手続等の開始の申立ての日の1  
15 年前の日より後に終了したものに限る。）により消滅した被担保債権の合計額

（イ）破産手続等の開始があった時まで発生した譲渡担保債権（既に消滅したものを除く。）の評価額の合計額

（3）上記(1)又は(2)の場合には、譲渡担保権者等は、相殺をもって設定者に対抗することができない。

20 （4）上記(1)又は(2)の場合には、組み入れるべき金銭の額に相当する金額の被担保債権は消滅しなかったものとみなす。

2 前記1(1)又は(2)の組入義務の履行を確保するため必要があるときは、設定者等又はその債権者は、譲渡担保権者等に対して相当の担保を請求することができる。

（説明）

25 本文は、労働債権を有する者その他の一般債権者を保護するための規律についての提案である。

1 本文1について

本文1の(1)と(2)では、集合動産譲渡担保権等と集合債権譲渡担保権とで基準を分けることとしている。これは、集合債権譲渡担保権については、目的である集合債権の評価が困難であることや、数次にわたる実行があり得るために、特に目的財産の価値を基準とする  
30 場合にはどのような範囲の債権を評価の対象とするのかが問題になることなどの点で集合動産と異なっており、両者について同じ基準を適用するのが適当でない場合があるためである。

(1) 本文(1)（集合動産譲渡担保権等）について

35 ア 本文(1)のうち組入れ額の基準を除く部分については、分かりやすさ等の観点から部会資料40第2、1(1)を修正したものの、その内容に実質的変更はない。

イ 【案1.1.1】と【案1.1.2】は、組入れ額の基準についての提案である。

【案1.1.1】は、担保目的財産の価額の一定割合額を基準としない案である。部会資料40の【案2.1】からの実質的変更として、イにおいて、利息等から生ずる各金銭  
40 債権のうち組み入れることを要しない額の基準を「実行時において各金銭債権の弁済

期が到来した日から1年が経過していないものの合計額」から「被担保債権の元本の  
弁済期後（根譲渡担保権にあっては、元本の確定後）1年以内に生ずべきものの合計  
額」に改めている。これは、実行完了時からさかのぼって最後の1年分を基準とする  
と、複数回にわたって一部実行がされた場合に組入れ額の算定が困難となるなどの問  
題があるため、被担保債権の元本の弁済期を基準として組入れ額を明確に算定でき  
るようにする必要があることによる。

【案 1.1.2】は、担保目的財産の価額の一定割合額を基準とする案である。基本的  
な考え方は、①集合動産譲渡担保権等の実行により消滅した被担保債権の額から②目  
的である集合動産全体の価額の一定割合（本文では【P：95%】としている。）を乗じ  
た額を控除した額を組入れ額とする、というものである。【案 1.1.2】の要点は、以下  
のとおりである。

(ア) 本文アは、単独で最先順位となる集合動産譲渡担保権等（劣後する他の集合動産  
譲渡担保権等がある場合とない場合の双方を含む。）について適用される基準であ  
る。この場合には、本文ア（イ）により、元本額の範囲内では、実行により被担保  
債権が消滅しても組入義務は生じないこととしている。これは、最先順位の集合動  
産譲渡担保権等について元本を割り込む場合にまで組入義務を生じさせるのは、担  
保権者にとって酷であり、集合動産譲渡担保権等を活用した資金調達を阻害する影  
響が大きいと考えられるためである。

本文イは、実行がされた集合動産譲渡担保権等が最先順位である（本文アと同様  
に、劣後集合動産譲渡担保権等がある場合とない場合の双方を含む。）が、ほかに同  
順位の集合動産譲渡担保権等がある場合についての基準である。この場合には、破  
産財団等に組み入れられる金額の合計額は、本文アの場合と同様に、目的動産の価  
額によって消滅した被担保債権の合計額から目的動産の価額の一定割合額又は各  
被担保債権の元本の合計額を控除して算出するが、それぞれの担保権者が組入れ額  
の合計をどのように分担するかが問題になる。そこで、目的動産の価額の一定割合  
額を控除するか、各被担保債権の元本の合計額を控除するかにより、前者の場合に  
は被担保債権の額で案分した額を、元本の合計額を控除する場合にはそれぞれの元  
本を超えて消滅した額を、それぞれ組み入れることとしている。

本文ウは、優先する集合動産譲渡担保権等がある場合の基準である。この場合に  
は、組入義務を負う担保権者は最先順位ではなく、目的動産の価値からの回収への  
期待を最先順位の担保権者ほど手厚く保護する必要は乏しいと考えられることか  
ら、元本を割り込む場合であっても組入義務が生じ得ることとしている。なお、本  
文ウが適用される担保権者にも同順位の担保権者がいる場合があり得る。この場合  
には、本文イにおいて目的財産の価額の一定割合額を控除する場合と同様に、被担  
保債権額で案分した額を組み入れることとしている。

(イ) 本文ア及びウの基準による組入れ額の算定を、具体例を用いて説明する。

集合動産の価額が100万円であり、第1順位の集合動産譲渡担保権の実行により  
Xが50万円を回収し、第2順位の集合動産譲渡担保権の実行によりYが47万円を  
回収したケースを想定する。

このケースにおいて、第1順位の集合動産譲渡担保権については、これに優先す

る集合動産譲渡担保権等及び同順位の集合動産譲渡担保権等はないため、本文アの基準により組入義務の存否が判断されることになり、その実行により消滅した被担保債権の額 50 万円（本文アの本文）から、当該実行の目的である動産の価額 100 万円に 95%を乗じた額（95 万円）を控除することになり、結果として残額は残らないため、Xに組入義務は生じない。

これに対し、第 2 順位の集合動産譲渡担保権については、これに優先する第 1 順位の集合動産譲渡担保権があるため、本文ウによって組入義務の存否が判断される。これによれば、優先する第 1 順位の集合動産譲渡担保権及び第 2 順位の集合動産譲渡担保権の実行により消滅した被担保債権の合計額 97 万円を基礎として、この 97 万円から、競合する全ての集合動産譲渡担保権の実行により消滅した被担保債権の合計額 97 万円と残余動産の価額 3 万円の合計額 100 万円（＝集合動産全体の価額）に 95%を乗じた額（95 万円）を控除し、その残額である 2 万円が、Yが組み入れるべき額となる。

このように、本文ウの規律では、部会資料 40 の【案 2.2】とは異なり、競合する全ての集合動産譲渡担保権等の実行により消滅した被担保債権の合計額を基準として、集合動産全体の価額の 95%を超える分を、最も劣後する集合動産譲渡担保権等から順次組み入れさせることにより、担保目的財産の価額を基準とする考え方を徹底させることとしている。

(2) 本文(2)（集合債権譲渡担保権）について

ア 【案 1.2.1】と【案 1.2.2】は、それぞれ動産譲渡担保権等の組入れ額の基準である【案 1.1.1】と【案 1.2.2】に対応する提案である。

集合債権譲渡担保権が集合動産譲渡担保権等とは異なる点として、担保目的財産（集合債権）の価額の評価の仕方が挙げられる。すなわち、集合債権譲渡担保権においては、都度発生する個別債権を順次取り立てていく方法により実行がされ、また、数次にわたる実行が可能であるため、集合債権の価額を算定するに当たっては、評価の対象となる債権の範囲をどのように確定するかが問題となる。

そこで、本文ア（ア）及びウ（ア）では、破産手続等の開始時を基準とし、①その申立ての 1 年前の日より後に集合債権譲渡担保権の実行により取り立てた額の合計額及び②当該開始時において発生している集合債権に属する債権（譲渡担保債権）の評価額の合計額を集合債権の価額とすることとしている。なお、②の合計額は、譲渡担保債権の名目額ではなく、第三債務者からの回収可能性等を考慮した評価額の合計額を指す。

(3) 担保目的財産の価額の一定割合額を基準とする案の採否について

担保目的財産の価額の一定割合額を基準とする案（【案 1.1.2】及び【案 1.2.2】）は、担保目的財産の価額の一定割合額を基準としない案（【案 1.1.1】及び【案 1.2.1】）によっては組入義務が生ずる場面が相当限定されてしまい、一般債権者の保護として不十分であるとの意見に対応したものである。集合動産譲渡担保権等や集合債権譲渡担保権には、簡易な手続で設定者の財産を広範囲にわたって担保権の目的とすることができるという特徴があるため、他の担保権が設定された場合に比べて一般債権者の利益を保護する必要があるというのがこの制度の趣旨であり、このような趣旨からすれば、被担保債

権のどの部分が回収されたかを基準とするよりも、目的財産の価額の一定割合額を一般債権者に残すべきである、という考え方に基づく。

もっとも、担保目的財産の価額の一定割合額を基準とする案については、次のような点が問題になると考えられる。

- 5 ① 目的である集合財産の一部のみが重なり合う担保権が複数競合する場合には、組入額を算定するため、競合する他の担保権の実行によって被担保債権が消滅した額がいくらか、そのうち自己の担保権と競合する部分に充当された額はいくらかなどを確定させる必要があるが、担保権者や破産管財人等にとって容易でない場合があり得る。
- 10 ② 集合債権譲渡担保権にあつては、破産手続等の開始時の譲渡担保債権の評価額を算出する必要があるが、担保権者や破産管財人等にとって容易でない場合があり得る(①及び②については、部会でも懸念する意見があつた。)
- 15 ③ 集合債権譲渡担保権にあつては、一定額を取り立てて組入義務が生ずべき額に達した場合(全体の95%に達した場合)には、それ以上に取り立てた債権の全額を組み入れなければならないことになるため、債権の取立てが行われない可能性がある。これを回避しようとする、破産手続等の開始時において、取立未了の分も含めた集合債権全体の価値を評価し、組入れ額を算定して組み入れさせるという規律を採る(取り立てる度に組み入れさせるという規律を採らない)ことが考えられるが、取立未了分も含めて破産手続等の開始時に一律に組入義務を課すことについては、異論もあるように思われる。他方、このような制度を設けなければ、取立てが行われないとしても担保権が当然に消滅するわけではないため、その処理が問題になる。
- 20

また、【P】を付している「一定割合」をどのように設定するかという政策的問題についても検討する必要がある。担保目的財産の価額の一定割合額を基準とする案を採用すると、金融機関等による融資の局面においては、組入義務が生じないように担保目的財産を多めに取るか、担保目的財産を増やさない代わりに融資額を減らすことが見込まれる。本部会でも、担保権設定時において実行時の担保目的財産の価額を評価することは困難な場合があり、担保掛け目を慎重に評価せざるを得ない旨の意見があつた。そのため、この「一定割合」を低く設定すると、中小企業が受けられる融資の額が大幅に減少し、倒産時期が早まることになりかねず、必要な融資を受けて事業継続が可能となった場合に比して、かえって一般債権者の利益にならない結果となるおそれもある。

25

30

このように、担保目的財産の価額の一定割合額を基準とする案(及びその代替案である【案1.1.1】及び【案1.1.2】)の採否については、上記の技術的問題及び政策的問題を正面から検討する必要があるように思われる。これらの点について、どのように考えるか。

## 35 2 本文2について

本文2では、部会資料40と同様に、組入義務の履行を確保するため必要があるときに、設定者等又はその債権者から譲渡担保権者等に対する担保請求を認める案を提案している。部会では、組入義務の履行を確保するための新たな供託制度を設けることを支持する意見もあつたが、担保権者の履行能力に問題がない場合にまで供託義務を負わせるのは過大であることを理由に慎重な意見があつたこと、【案1.2.2】を採ると、集合債権譲渡担保権の

40

目的である集合債権全体の価値は、破産手続等の開始時に発生している債権の評価額を要素とするため、破産手続等の開始前の時点で供託すべき金額を確定させることができないことから、採用していない。担保権者の破産等の局面を念頭に置くと、組み入れるべき金銭について確実に優先弁済を受けられる担保請求権を認めることが組入義務の実効性を確保する上で最も適切と考えられることから、従前の提案を維持している。

5